

2006年度(平成18年度)第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2006年度(平成18年度)第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2006年(平成18年)5月25日(木) 午後2時00分～3時30分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員名

富田委員, 中山委員, 坂本委員, 三谷委員, 相原委員

4 出席した職員

建設管理部長, 農林土木部長, 土木部長, 土木部次長, 下水道部長, 水道局業務部長
水道局工務部長, 契約課長, 技術検査課長, 道路維持課長, 建設第1課長
水道局経理課長, 水道局西部営業所長, 水道局浄水維持課長

5 会議の概要

(1) 前回の入札監視委員会の意見について

契約課長から, それぞれの意見に対する資料を提出し, 次のとおり説明を行った。

一点目の, 過去1年間に山手地域で発注した工事の落札業者の状況については, 入札に付した土木一式工事及び建築一式工事12件のうち7件について, 同一の業者が落札しており, 特定の業者の落札回数が多いという結果になっている。当該地域の土木一式工事の認定業者は6社で, そのうちBランクは, この業者1社のみであり, また, 建築一式工事の認定業者は, 当該地域にCランクの2社しかいないという状況も, このような結果となった原因ではないかと考えている。

二点目の, 落札率の状況については, 2004年度(平成16年度)及び, 2005年度(平成17年度)の3か月毎の状況を説明した。2005年度と2006年度との比較では, 福山市分は, 3.06ポイント, 水道局分は, 1.06ポイント低下している。

三点目の, 公募型指名競争入札の拡大の効果について, 過去2か年度の設計金額帯別の落札率の推移について説明した。福山市分については, 条件付一般競争入札や公募型指名競争入札などの参加希望型の入札方法の方が, 明らかに落札率低下につながっている。

(2) 抽出案件の選定理由について

相原委員から次のとおり説明を行った。

公募型指名競争入札からは, 同時期発注の, 同種・同規模である2件の工事につい

て、落札率が、一方は高率であるのに、もう一方は低入札となっている。同じような工事で、なぜ、落札金額に2千2百万円以上の開きが出るのかという疑問から、選定した。

指名競争入札からは、落札率が他の事例に比較して極端に高いものを選定した。

随意契約からは、予定価格と同額に近い価格で契約しているものを1件選定したが、併せて、関連する5件の工事について、契約方法が工区ごとに、指名競争入札と随意契約に分かれている理由を説明してほしい。

水道局分からは、指名競争入札の中で落札率が低いものを選定し、随意契約では、昨年7月以降発注した6件のうち、4件を受注している業者のものを選定した。

(3) 抽出案件の審議

- ア 津之郷・草戸幹線圧送管埋設工事(17-1)
- イ 福山市営競馬場第4コーナー走路改修工事
- ウ 漁港改修工事(田尻漁港)(17-5工区)
- エ 配水管布設及び布設替工事
- オ 取水管布設替工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ア 指名除外措置運用状況
- イ 低入札価格調査制度の運用状況

ア、イについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(5) 次回委員会の開催日程について

8月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(6) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

今回の事案の抽出は、本年4月から6月分を対象として、富田委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 抽出案件の審議

ア 津之郷・草戸幹線圧送管埋設工事(17-1)について

Q1 同種・同規模の、津之郷・草戸幹線圧送管埋設工事(17-2)と比較して落札率が極端に低くなっている。同じような内容の工事で、どうしてこれだけの違いが生じ

るのか。

A 1 (17-1)と(17-2)は、同時期に発注している。(17-1)は低入札、(17-2)は、落札率が95.0%となっている。どちらも公募型指名競争入札として実施したものであり、市内各地域から入札参加希望を募ったものであり、入札の結果として受け止めている。低入札の聴き取り内容としては、この業者は工事箇所の近くに事務所を有していて、現場の状況にも精通しており、工期の短縮が可能とのことで経費の節減が図れること、また近年、土木工事の受注が減少していることから、是非とも受注して実績を作りたいとの思いで、経費部分の大幅な圧縮を行い、この価格で入札したとのことである。

Q 2 業者が経費を圧縮したとのことだが、経費が圧縮できるのであれば、そういうことを考慮に入れた予定価格の設定が必要ではなかったのか。同じような予定価格の7千万円の工事で、落札金額に2千万円以上の差が出ることの説明がつくのか。

A 2 一般管理費や現場管理費などの経費部分について、通常の工事における金額よりも少額で積算していることは、業者も認めている。業者としても、そうした工事を年間3件も4件も受注するということはできない。ただ、会社の方針として、現在の手持工事の状況を見る中で、あるいは工法的な実績を作るために、経費を圧縮してでも、その工事を受注したかったということである。

Q 3 (17-2)の落札率が95.0%で、落札しなかった他の業者は、すべてその金額より高く、(17-1)とは、完全に応札額のレンジがずれている。両方に応札した業者はいるのか。

A 3 両方に入札した業者は、9社である。重複業者の入札金額は、全体的に(17-1)の方が低くなっている。

Q 4 一連の工事を分割した場合、同一業者が連続して落札することは多いのか。

A 4 指名競争入札と公募型指名競争入札では状況が異なるが、公募型指名競争入札の場合、そのようなケースは少ない。

イ 福山市営競馬場第4コーナー走路改修工事について

Q 5 落札率が他の事例に比較して極端に高い。過去における競馬場の走路改修工事の落札率の推移を教えてほしい。

A 5 走路改修工事は、通常、競馬開催を行わないお盆すぎから9月下旬に行っており、直近の工事として、1997年(平成9年)に市内業者12社を指名し入札を行ったが、当時予定価格は公表しておらず、落札率の考察は困難である。

今回の工事については、サラブレッドの導入にあたり、急遽施工する必要が生じ、競馬を開催する中で走路を使用しない日に限定され、かつ極めて短期間に施工する必要があることから、掘削機などの機械を所有し、走路改修の専門的な技術を有する県内に本店又は営業所を有するAランク業者10社を指名した。

Q 6 この時期に工事を行った理由が、サラブレッドの導入ということなら、第4コーナーだけ改修したのはなぜか。

A 6 サラブレッドはアラブ馬と比べスピードが出る。第4コーナー付近が一番スピード

が出るため、70mの半径を80mにしてコーナーを緩やかにした。

Q7 路盤材切削工の内容は何か。

A7 走路の横断勾配を修正するため、既設の路盤を切削するものである。

Q8 入札金額を見ると、見事に70万円の差の中に10社が入っている。工事を急いだため、大手の業者を指名したということだが、市内の業者でも可能ではなかったのか。

A8 2月初旬から3月末までの間で、レースをしていない期間、概ね20日間程度で施工しなければならないという制約の中、品質確保の観点から経験のある業者を調べ、10社を指名した。

Q9 公募型指名競争入札として実施できなかったのか。

A9 公募型指名競争入札の対象は、昨年度まで、設計金額5千万円以上であったため、指名競争入札としたものである。

ウ 漁港改修工事(田尻漁港)(17-5工区)について

Q10 田尻漁港については、5件の工事が発注されている。1工区、2工区及び3工区の3件は、指名競争入札、4工区と5工区の2件は、随意契約となっているが、経緯について説明してほしい。

A10 田尻漁港改修工事は、2005年度(平成17年度)は、4億5千万円の事業費で施工した。1工区は、浚渫工事が主体で、2工区は、1工区で浚渫した場所への捨て石とぐり石の上に、L型ブロック等の構造物を築造する土木一式工事であり、工種が違うため分けて発注した。3工区は土木一式工事だが、施工場所が違うため別発注とした。

4工区については、当該業者が浚渫工事を施工中であったため、運搬船、汚濁防止枠等が共用できることから、指名競争入札として設計する場合と比べ、約990万円の工事費の縮減が図れること、狭小な現場に大型の作業船が入っており、この中にさらに別の業者が入って作業することは困難であることなどから、1工区の請負業者と随意契約した。

5工区についても、これと同様に経費の縮減が420万円程度見込めることと、大型船舶等の作業があり他の業者が入ると、円滑に施工できないと判断し、2工区の請負業者と随意契約したものである。

Q11 この工事を分けて発注する必要はあったのか。

A11 浚渫工事と土木一式工事は、工種が違うため分けて発注した。

Q12 1工区と4工区は、同じ浚渫工事なのだから、最初から一緒に発注できたのではないか。

A12 県補助事業執行の係りから、1工区と2工区の入札執行残額分の工事を発注したものである。事業費が、4億5千万円あり、これを例えば、浚渫工事と土木一式工事に分けて、最初から発注すれば良いではないかとのご意見だが、浚渫工事の場合は、浚渫量での調整が可能であるが、土木一式工事の場合は、例えば1個のブロックを据えるのに予算が足りないというようなことが起こるため、予算の範囲内で設計をしており、事業執行の係りから、入札余剰金分の工事を、4工区と5工区に分けて追加発

注したものである。

Q 1 3 浚渫工事の場合、どの位浚渫すればよいかは最初からわかっていたはずである。入札余剰金がなかったら、4工区の工事の発注はなかったのか。

A 1 3 1工区で外周護岸の浚渫を行い、その上に、2工区で護岸工事をした。3工区は単独でできるので指名競争入札とし、4工区では、漁港の構造物とは関係なしに、船を停める泊地の浚渫を行った。泊地の浚渫工事の発注予定はまだある。

Q 1 4 随意契約という競争性の働かない契約をしたため、高い買い物をしたのではないか。この契約の場合、利益率はどの程度あるのか。

A 1 4 5工区について2工区と同一の業者と契約することにより、約420万円節減できる。通常の指名競争入札に付す場合は、約420万円を上乗せした金額での設計になる。業者の側で経費節減できる部分がどれくらいあるのかわからないが、あまり利益は見込めないのではないか。

Q 1 5 これらの圧縮した経費を上乗せした額で競争入札とする方が、随意契約とするよりも安くなることも考えられるのではないか。

A 1 5 限られた現場内に、他の業者が入れば、浚渫船等の船舶が錯綜し安全面で問題があると同時に、工事が円滑にはかどらない恐れがある。

Q 1 6 利益率を何%か見込んだ設計をしているのか。

A 1 6 利益率は見えていない。積算の中で、必要な経費等は見込んでいる。ただし、機械の減価償却が終わっていれば、業者にとっては利益が大きくなる。

エ 配水管布設及び布設替工事について

Q 1 7 西部営業所発注の工事については、2005年(平成17年)7月以降の落札率のほとんどが80%以下で推移している。西部営業所にあつては、なぜ落札率が低くなるのか、他地区との比較において見解を示してほしい。

A 1 7 入札の結果は、委員のご指摘のような状況になっているが、規則等に則って適正な事務処理を行った結果なので、それ以上はわかりかねる。他地区の落札率は、概ね90%以上となっているが、これについても、適正な事務処理のもとでの競争入札であるので、それ以上のことはわからない。

Q 1 8 西部営業所では、設計金額の出し方、あるいは予定価格の出し方が、他地区と違うのか。

A 1 8 水道管の布設工事は、概ね定型的なものなので、他地区と違うものはない。

Q 1 9 西部事業所の配水管布設工事は、大体8割位の落札率となっているが、指名する業者は同じなのか。

A 1 9 基本的にはブロックの中で指名しているので、西部地区については、ほぼ13社から14社の中から指名している。

Q 2 0 ブロック制にかかわらず、他地区の業者を入れたらどうか。今まで西部地区と北部地区は、落札率が90%以上になっていた。

A 2 0 今年度から公募型指名競争入札を拡大しているので、今後に期待している。

Q 2 1 水道局の場合、予定価格が1千5百万円未満の工事発注件数が多いが、なぜか。

A 2 1 特別な理由はない。布設替工事は、老朽化している箇所、漏水している箇所の必要な部分について更新をするものであり、たまたまそうなったものである。

Q 2 2 計画的に発注して、予定価格が1千5百万円以上で、より公正な競争が可能な公募型指名競争入札の適用件数が多くなるような発注の仕方を工夫できないか。

A 2 2 今後は、布設後40年を超える老朽管が増えてくる。今よりも、発注のロットそのものは大きくなり、公募型指名競争入札の対象件数も増えてくると考えている。

オ 取水管布設替工事について

Q 2 3 水道局の2005年(平成17年)7月以降の随意契約全6件のうち4件の契約の相手方が、当該業者になっている。特定業者に集中する理由はなにか。

A 2 3 この4件の工事は、大口径の鋼管の補修工事である。本市は、基幹となる大口径の配水管については、従来、耐震性等を考慮して鋼管を使っていた。この補修工事は、土木、切断、溶接、塗装等、工法上の専門的な技術力、施工能力が必要となる。市内には、当該業者以外には、対応できる業者はいない。

Q 2 4 施工可能な業者は、県内にも他にいないのか。

A 2 4 県内でも、当該業者だけである。

Q 2 5 鋼管の厚みは、どの位か。どこの鉄工所でも施工できるのではないか。

A 2 5 口径500mmだと、厚みは8~9mmである。鋼管は丸いため、球面を溶接するのは、業務に精通した業者でないと難しい。今回の4件の工事は、いずれも事故が起こったか、あるいは、事故が起きる直前というケースであり、新しく作るよりも高度な技術が要求されるものであった。

Q 2 6 いつ頃、国土交通省から指示を受けたのか。

A 2 6 昨年(2005年)の10月上旬に、最初の連絡があった。おそらく、昨年7月初旬の豪雨が9月上旬の豪雨のどちらかで、露出したものと思われる。

Q 2 7 何年前に設置したものなのか。埋めるだけではいけなかったのか。

A 2 7 設置したのは、1964年なので、41年位前である。応急処置での対応も検討をしたが、応急処置では、いずれ近い将来に布設替が必要となるため、国土交通省との協議の中で、最終的に、布設替とした。